#### 岡山芸術創造劇場のご使用にあたって

# 重要 使用時間の繰上又は延長について

日ごろから、岡山芸術創造劇場をご使用いただき、ありがとうございます。

当劇場の開館時間は午前9時から午後10時までです。施設をご使用の際は、搬入・搬出・撤去を含め、この開館時間内にスケジュールを収めて頂くことをお願いしております。公演の準備及び仕込時間、リハーサル及び公演時間等を十分に検討され、できるだけお早めにスケジュールを作成し、打ち合わせを行ってください。

準備や片付けのためにやむを得ない場合のみ、午前9時前又は午後10時後に、「繰上又は延長使用」を認めております。

当劇場では、公演を安全に行うために劇場の舞台管理技術スタッフを配置します。使用月の3カ月前までに手配を行わなければ、必要なスタッフをそろえることが困難ですので、必ず3カ月前の初日までに「繰上又は延長使用の要望書」を提出いただきますようお願いします。

提出期限: 使用月の3カ月前の初日

例) 使用日 10月 20日 ------ 7月1日までに要望書を提出ください。 期限後は対応が困難になりますので、ご承知おきください。

◎ 気になることやご不明な点につきましては、早い段階で劇場へご相談頂くようお願いいたします。

(詳しくはフローチャートをご参考ください)

## パターン1

### 【使用許可申請書提出までに、すでに繰上又は延長が確定している場合】

施設予約時

施設使用許可申請書と同時に、繰上又は延長使用の要望書を提出してください。

繰上又は延長分を含めて使用料をお納めください。



スケジュール、図面、進行等の公演詳細資料は決まり次第ご提出 ください。チケット販売及び情報公開前にご相談ください。

使用月の<u>3カ月前から遅くとも1カ月前</u> 公演詳細資料の提出及び打合せを行ってください。

## パターン2

### 【使用許可申請書提出後に、繰上又は延長が必要になった場合】

要望書提出期限 3カ月前まで

早急に繰上又は延長要望書を提出してください。 スケジュールや図面等の公演詳細資料を併せて提出し てください。

繰上又は延長分の使用料を追加でお納めください。

当初はスケジュールが開館時間内で収まっていたが、その後に繰上 又は延長が必要になった場合は、3カ月前までに要望書提出してく ださい。

使用月の<u>3カ月前から遅くとも1カ月前</u> 公演詳細資料を基に打合せを行ってください。 ご入金後、繰上・延長時間を含む 「施設使用許可書」と差替えます。

#### 【補足・注意点】

次の点について、あらかじめご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ◎繰上・延長については、やむを得ないものに限ります。
  - チケット販売や情報公開前に今一度、公演内容及び時間を検討してください。
  - ・要望書の内容によっては、必要性を確認させていただくことがあります。
  - ・他の催事の状況等により対応が困難な場合があります。
- ◎繰上・延長の要望書提出は、使用月から3カ月前の初日が期限です。
- ◎繰上・延長に係る使用料は、1時間につき「夜間区分使用料×0.5」です。
- ◎繰上・延長時間分も、附属設備使用料が発生します。

お納めいただいた使用料は、キャンセルになった場合も還付できません。